

第3 計算明細書等の記載例

(事例1) 平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合で、新築等をした家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供したとき(特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除く。)

【記載例1-1】新築等をした家屋に係る住宅借入金等について控除を受けるとき

控除額

次の算式により計算する(措法41②七)。

[1年目から10年目まで]

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の端数切捨て}] \text{(最高40万円)}$$

設 例 (居住の用以外の用に供する部分がある場合)

居住開始年月日 平成23年11月20日

家屋に関する事項

家屋の取得対価の額 25,000,000円

家屋の総床面積 100.00㎡

うち居住用 90.00㎡

交付を受ける補助金等の額 400,000円(家屋と土地等の取得等のいずれに関し交付されたか不明)

住宅借入金等に関する事項

住宅借入金等の内訳 住宅及び土地等

年末残高(当初借入金額) 29,700,000円(30,000,000円)

※ 共有者なし

土地等に関する事項

土地等の取得対価の額 20,000,000円

土地等の総面積 120.00㎡

うち居住用 100.00㎡

1 控除額計算明細書の書き方

「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「控除額計算明細書」という。)は、まず、**一面**の1から5の該当する欄を書き、次に**二面**で、住宅借入金等特別控除額を計算して7の「番号」欄にその選択した番号を転記する。

なお、①平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合、又は②住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合には「(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受ける場合の取得対価の額等の計算明細書」を、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は「(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用する。

2 自己の居住の用に供される部分の土地等の面積

その家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合の「居住の用に供する面積」は、課税上弊害がない限り、「敷地等の面積×家屋の居住用割合」により計算した面積としても差し支えないものとしている。実務においては、この課税上弊害のない場合を「家屋の居住用割合と土地等の居住用割合の差が10パーセント以内である場合」としており、これは実際の家

屋の居住用割合と実際の土地等の居住用割合の差が僅少であるか否かによって判断するものである。

また、その者の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額がその家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額のおおむね 90 パーセント以上に相当するときは、その家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額の全部がその者の居住の用に供する部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額に該当するものとして取り扱うこととしている(措通 41-29、41 の 3 の 2-6)。

設例の場合には、実際の家屋の居住用割合(90 パーセント)と実際の土地等の居住用割合(83.34 パーセント)の差が 10 パーセント以内であるので、土地等の居住用部分の面積は、家屋の居住用割合を基に計算することができる。また、実際の家屋の居住用割合は、90 パーセント以上であり、措通 41-29 により家屋の居住用割合は 100 パーセントとなるため、土地等の居住用部分の面積は、

$$\text{敷地等の面積}(120.00 \text{ m}^2) \times \text{家屋の居住用割合}(100\%) = \text{土地等の居住用部分の面積}(\underline{120.00 \text{ m}^2})$$

となる。

3 一括購入の場合の家屋や土地等の取得対価の額

マンションなどで、家屋と土地等を一括して購入し、家屋と土地等が共有でなく(又は家屋と土地等の共有持分割合が同一であり)、家屋と土地等の居住用割合が同じであり、かつ、家屋の新築等及び土地等の購入に係る住宅借入金等が一括借入れのみであるような場合には、住宅借入金等特別控除額の計算において家屋と土地等の取得対価の額を区分する必要があることから、それぞれの取得対価の額を区分せずに、家屋と土地等の購入総額によることとしても差し支えない。

この場合、平成 23 年 6 月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等を受ける場合には、上記の家屋と土地等の購入総額から補助金等の額を控除する(措通 41-26 の 4 (注))。

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
〇〇町定住奨励金	平23.11.25	家屋・土地等 <u>家屋及び土地等</u> 増改築等	400,000 円
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。
 なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑩又は⑪の額をそれぞれ④の②欄又は⑤の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額 ①	25,000,000 円	20,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額 ②	222,222	177,777
取得対価の額 (①-②) ③	24,777,778 (赤字のときは0)	19,822,223 (赤字のときは0)

④の③の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑥欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑦欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額 ④	円
交付を受ける補助金等の合計額 ⑤	
増改築等の費用の額 (④-⑤) ⑥	(赤字のときは0)

計算明細書の「3 増改築等をした部分に係る事項」の⑧欄に転記してください。

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の⑩の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑩の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額 ⑧	交付を受ける補助金等の合計額 ⑨	(⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額 ⑪	交付を受ける補助金等の合計額 ⑫	(⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円

計算明細書の「6 特定の増改築等に係る事項」の⑬欄に転記してください。

計算明細書の「6 特定の増改築等に係る事項」の⑭欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	③ 家 屋	④ 土 地 等	⑤ 合 計	⑥ 増改築等
取得対価の額 ⑬	計算明細書の③又は④の③ 円	計算明細書の④又は⑤の③ 円	③の③+④の③又は⑤の③+⑥の③ 円	計算明細書の⑤又は⑥の③ 円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄) ⑭	/	/		/
(⑬ × ⑭) ⑮	円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※ ⑯				
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑮ - ⑯) ⑰	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑱又は⑲の金額をそれぞれ③の⑤欄又は④の⑤欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

書 き 方（提出用）

- 1 ①平成 23 年 6 月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、②「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」（以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受けたときは、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からこれらの額を控除して（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。

2 「Ⅰ 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」

(1) 補助金等の範囲

住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成 23 年 6 月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

表面の④の②欄又は⑤の②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。

なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額⑬と、「土地等」に係る補助金等の額⑭とに区分した金額をそれぞれ表面の④の②欄又は⑤の②欄に転記してください。

④ マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する割合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等を有する場合で、それぞれの取得対価の額を区分しないときは、この欄の記入は省略し、家屋及び土地等の取得対価の額の合計額からその補助金等の額を差し引いた金額を計算明細書の⑥の②欄に記入します。

イ「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} \\ \text{(〇 円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{の補助金等の額} \\ \text{(400,000 円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{表面の④の①欄の金額} \\ \text{(25,000,000 円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{表面の④の①欄の金額} + \text{表面の⑤の①欄の金額} \\ \text{(25,000,000 円)} \quad \text{(20,000,000 円)} \end{array}} = \text{⑬ (222,222 円)}$$

ロ「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} \\ \text{(〇 円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{の補助金等の額} \\ \text{(400,000 円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{表面の⑤の①欄の金額} \\ \text{(20,000,000 円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{表面の④の①欄の金額} + \text{表面の⑤の①欄の金額} \\ \text{(25,000,000 円)} \quad \text{(20,000,000 円)} \end{array}} = \text{⑭ (177,777 円)}$$

(3) 「3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

家屋につき行う一定の増改築等の工事で、その工事に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等又は（特定）断熱改修工事等を含む増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、表面の⑤欄にはこれらの補助金等の額の合計額（計算明細書の⑪欄又は表面の⑧欄又は⑩欄の金額の合計額）を記入します。

(4) 「4 （特定）断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受けた場合」欄

家屋につき行う増改築等の工事で、その工事と併せて行うその家屋の断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

3 「Ⅱ 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算」

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、家屋の新築若しくは購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額からその適用を受けた部分の金額を差し引いた額が、その家屋や土地等の取得対価の額等となります。

表面の⑩欄については、この特例の適用を受けた金額のうち、「家屋」、「土地等」又は「増改築等」の取得等の対価の額又は費用の額に充てた金額をそれぞれ書きます。

なお、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合で共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額⑯と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額⑰とに区分した金額をそれぞれ表面の⑥の②欄又は⑦の②欄に転記してください。

イ「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例} \\ \text{の適用を受けた金額} \\ \text{(〇 円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{に関し特例の適用} \\ \text{を受けた金額} \\ \text{(〇 円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{計算明細書の⑩の金額又は表面の⑩の①欄の金額} \\ \text{(〇 円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{計算明細書の⑩の金額又は} \\ \text{表面の⑩の①欄の金額} + \text{表面の⑪の①欄の金額} \\ \text{(〇 円)} \quad \text{(〇 円)} \end{array}} = \text{⑯ (〇 円)}$$

ロ「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例} \\ \text{の適用を受けた金額} \\ \text{(〇 円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{に関し特例の適用} \\ \text{を受けた金額} \\ \text{(〇 円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{計算明細書の⑪の金額又は表面の⑪の①欄の金額} \\ \text{(〇 円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{計算明細書の⑩の金額又は} \\ \text{表面の⑩の①欄の金額} + \text{表面の⑪の①欄の金額} \\ \text{(〇 円)} \quad \text{(〇 円)} \end{array}} = \text{⑰ (〇 円)}$$

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	①	平成 23 . 11 . 20 [平成 . .]		
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	②	2 4 7 7 7 7 7 8	③	1 9 8 2 2 2 2 3
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④	1 0 0 . 0 0	⑤	1 2 0 . 0 0
うち居住用部分 の(床)面積	⑥	9 0 . 0 0	⑦	1 0 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧	平成 . . 円
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨	円
うち居住用部分の金額	⑩	円

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑤	/		/
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑥	⑦	⑧	⑨
	2 4 7 7 7 7 7 8	1 9 8 2 2 2 2 3	4 4 6 0 0 0 0 1	

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住 宅 の み	② 土 地 等 の み	③ 住宅及び土地等	④ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑤	⑥	2 9 7 0 0 0 0 0	
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の④の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	⑦	⑧	1 0 0 . 0 0	.
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑤の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きなさい。	⑨	⑩	2 9 7 0 0 0 0 0	
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑪	⑫	2 9 7 0 0 0 0 0	
居 住 用 割 合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	⑬	⑭	1 0 0 . 0	⑮
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑫×⑬)	⑯	⑰	2 9 7 0 0 0 0 0	
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑫の⑨+⑩の⑯+⑬の⑰) ※ ⑯の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑱」欄に転記します。				⑱ 2 9 7 0 0 0 0 0

(注) 平成23年中に居住の用に供した場合の⑨欄は、4,000万円(認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合は5000万円)が最高限度額となる。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きなさい。		番号 1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑱の金額を転記します。		⑲ 2 9 7 0 0 0 円

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」(例:平成23年11月20日居住開始)を記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	29,700,000	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 297,000
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
	平成11年1月1日から平成12年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高25万円) 円 00	
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改築 等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

【記載例１－２】新築等をした家屋に係る住宅借入金等について控除を受ける場合で共有持分があり
住宅借入金等が連帯債務であるとき

設 例

居住開始年月日 平成 23 年 11 月 20 日

家屋に関する事項

持分 本人 10 分の 6、配偶者 10 分の 4

家屋の取得対価の額 25,000,000 円

家屋の総床面積 100.00 m²

うち居住用 100.00 m²

交付を受ける補助金等の額 300,000 円(家屋の新築に関し交付される)

住宅借入金等に関する事項

住宅借入金等の内訳

住宅及び土地等

年末残高(当初借入金額)

- ・ 本人と配偶者の連帯債務(負担割合のとりきめなし) 29,700,000 円(30,000,000 円)
- ・ 単独の借入金等 4,900,000 円(5,000,000 円)

土地等に関する事項

持分 本人 10 分の 6、配偶者 10 分の 4

土地等の取得対価の額 20,000,000 円

土地等の総面積 120.00 m²

うち居住用 120.00 m²

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。
- この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
住宅エコポイント	平23・11・25	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	300,000 円
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑩又は⑪の額をそれぞれ④の②欄又は⑤の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額 ①	25,000,000 円	20,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額 ②	300,000	0
取得対価の額 ③ (①-②)	(赤字のときは0) 24,700,000	(赤字のときは0) 20,000,000

④の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑦欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑧欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額 ④	円
交付を受ける補助金等の合計額 ⑤	
増改築等の費用の額 ⑥ (④-⑤)	(赤字のときは0)

計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」の⑩欄に転記してください。

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の⑪の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑪の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円

計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑬欄に転記してください。

計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑭欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	⑬ 家 屋	⑭ 土 地 等	⑮ 合 計	⑯ 増改築等
取得対価の額 ⑬	計算明細書の⑥又は②の③ 円	計算明細書の⑥又は②の③ 円	⑬の③+⑭の③又は⑬の③+⑯の③ 円	計算明細書の⑯又は③の⑥ 円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄) ⑭	/	/		/
(⑬ × ⑭) ⑮	円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※ ⑯				
あなたの持分に係る取得対価の額等 ⑰ (⑬ - ⑯)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑱又は⑲の金額をそれぞれ⑬の⑯欄又は⑭の⑯欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

(平成 年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者（共有者）の氏名			①（あなた） ● ● ● ●	②（共有者） ● ● ● ●	③（共有者）	④ 合 計 等		
取得した資産に係る資金の状況	家屋（増改築等）	家屋の取得対価の額（増改築等の費用の額） ①					円 25,000,000	
		各共有者の共有持分 ②					$\frac{6}{10}$	$\frac{4}{10}$
		各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等（① × ②） ③	円 15,000,000	円 10,000,000	円			
	土地等	土地等の取得対価の額 ④					円 20,000,000	
		各共有者の共有持分 ⑤					$\frac{6}{10}$	$\frac{4}{10}$
		各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額（④ × ⑤） ⑥	円 12,000,000	円 8,000,000	円			
	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等（③ + ⑥） ⑦		27,000,000	18,000,000				
	各共有者の自己資金負担額 ⑧		8,000,000	2,000,000				(A+B+C) 円 10,000,000
	借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨	5,000,000	0		(A+B+C) 円 5,000,000		
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩	4,900,000	0				
		連帯債務による当初借入金額 ⑪					円 30,000,000	
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫					29,700,000	

交付を受ける補助金等の額と住宅取得等資金の贈与の特例を受けた額を含めて書きます。

- ※1 ①欄及び④欄には、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結しその住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合で（付表1）を使用する場合には、（付表1）の2の④の①（増改築等の場合は3の④）の金額及び2の⑤の①の金額を、それ以外の場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の2の②（増改築等の場合は3の⑦）及び2の③の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。）。
- ※3 ①と④の金額の合計額（以下「取得対価の額の合計額」といいます。）と、⑧及び⑨の①の金額と⑩の金額の合計額（以下「取得資金の額の合計額」といいます。）とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
- 取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - 取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額（⑦－⑧－⑨）	⑬	(赤字のときは0) 円 14,000,000	(赤字のときは0) 円 16,000,000	(赤字のときは0) 円	100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合（⑬ ÷ ⑪） ※小数点以下第2位まで書きます。	⑭	% 46.67	% 53.33	%	
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高（⑫ × ⑭）	⑮	円 13,860,990	円 15,839,010	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高（⑩ + ⑮）	⑯	円 18,760,990	円 15,839,010		

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑮の金額を各共有者の「計算明細書」の④欄及び⑤欄に転記します。

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 23 . 11 . 20 [平成 . .]	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② 247000000	③ 200000000
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④ 100.00	⑤ 120.00
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 100.00	⑦ 120.00

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 . . 円
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨ 円
うち居住用部分の金額	⑩ 円

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

	⑪ 家屋	⑫ 土地等	⑬ 合計	⑭ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑮ 6 / 10	⑯ 6 / 10		
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑰ (⑮×⑪の①)又は(付表1)の⑥の② 14820000	⑱ (⑯×⑫の①)又は(付表1)の⑥の② 12000000	⑲ (⑰+⑱の②)又は(⑮の②+⑯の②) 26820000	⑳ (⑨×⑭の①、(付表1)の⑥(⑤×⑭の①)又は⑤の②)

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉑ 住宅のみ	㉒ 土地等のみ	㉓ 住宅及び土地等	㉔ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	㉕	㉖	㉗ 34600000	㉘
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の④の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	㉙	㉚	㉛ 46.67	㉜
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑥の金額 ※連帯債務がない場合には、㉕の金額を書きなさい。	㉝	㉞	㉟ 18760990	㊱
㉕と㉝のいずれか 少ない方の金額	㊲	㊳	㊴ 18760990	㊵
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	㊶ ㉕÷㉝ 100.0	㊷ ㉖÷㉞ 100.0	㊸ ㉗÷㉟ 100.0	㊹ ㉘÷㉜
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊴×㊶)	㊺	㊻	㊼ 18760990	㊽
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊼の㊺+㊻の㊻+㊼の㊼+㊽の㊽) ※ ㊼の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊼」欄に転記します。	㊾ 18760990			㊿

(注) 平成23年中に居住の用に供した場合の㊼欄は、4,000万円が最高限度額となる。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。		番号 1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の㊼の金額を転記します。		㊼ 187600

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」(例:平成23年11月20日居住開始)を記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	18,760,990	円
番号	居住の用に供した日等		算式等		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 187,600
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改築 等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

【記載例１－３】住宅取得等資金の贈与の特例を適用した場合で、その新築等をした家屋に係る住宅借入金等について控除を受けるとき

設 例

居住開始年月日 平成 23 年 11 月 20 日

家屋に関する事項

持分 本人 10 分の 6、配偶者 10 分の 4

家屋の取得対価の額 25,000,000 円

家屋の総床面積 100.00 m²

うち居住用 100.00 m²

交付を受ける補助金等の額 300,000 円(家屋の新築に関し交付される)

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額 5,000,000 円

住宅借入金等に関する事項

住宅借入金等の内訳

年末残高(当初借入金額)

土地等に関する事項

持分 本人 10 分の 6、配偶者 10 分の 4

土地等の取得対価の額 20,000,000 円

土地等の総面積 120.00 m²

うち居住用 120.00 m²

住宅及び土地等

24,700,000 円(25,000,000 円)

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。
- この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
住宅エコポイント	平23・11・25	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	300,000 円
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑩又は⑪の額をそれぞれ④の②欄又は⑤の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額	① 25,000,000 円	20,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額	② 300,000	0
取得対価の額 (①-②)	③ (赤字のときは0) 24,700,000	(赤字のときは0) 20,000,000

④の③の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の③欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の④欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	④	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤	
増改築等の費用の額 (④-⑤)	⑥ (赤字のときは0)	

計算明細書の「3 増改築等をした部分に係る事項」の①欄に転記してください。

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の①の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の①の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円

計算明細書の「6 特定の増改築等に係る事項」の⑬欄に転記してください。

計算明細書の「6 特定の増改築等に係る事項」の⑭欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	③ 家 屋	④ 土 地 等	⑤ 合 計	⑥ 増改築等
取得対価の額	⑬ 計算明細書の③又は②の③ 24,700,000 円	⑭ 計算明細書の④又は②の④ 20,000,000 円	⑮ ⑬+⑭又は③+④ 44,700,000 円	⑯ 計算明細書の⑦又は③の⑦
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄)	⑰ 6 / 10	⑱ 6 / 10		
(⑬ × ⑰)	⑲ 14,820,000 円	⑳ 12,000,000 円	㉑ 26,820,000 円	
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※	㉒ 5,000,000		5,000,000	
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉑ - ㉒)	㉓ (赤字のときは0) 9,820,000	㉔ (赤字のときは0) 12,000,000	㉕ (赤字のときは0) 21,820,000	㉖ (赤字のときは0)

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した㉑又は㉒の金額をそれぞれ③の⑬欄又は④の⑭欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 23 . 11 . 20 [平成 . .]	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② 2 4 7 0 0 0 0 0 0	③ 2 0 0 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④ 1 0 0 . 0 0	⑤ 1 2 0 . 0 0
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 1 0 0 . 0 0	⑦ 1 2 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 . .
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

	⑪ 家屋	⑫ 土地等	⑬ 合計	⑭ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書きなさい。	⑮ 6 / 1 0	⑯ 6 / 1 0		
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑰ 9 8 2 0 0 0 0 0	⑱ 1 2 0 0 0 0 0 0	⑲ 2 1 8 2 0 0 0 0	

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑳ 住宅のみ	㉑ 土地等のみ	㉒ 住宅及び土地等	㉓ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	㉔	㉕	㉖ 2 4 7 0 0 0 0 0	㉗
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の④の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	㉘ .	㉙ .	㉚ 1 0 0 . 0 0	㉛ .
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑤の金額 ※連帯債務がない場合には、㉔の金額と書きなさい。	㉜	㉝	㉞ 2 4 7 0 0 0 0 0	㉟
㉔と㉞のいずれか 少ない方の金額	㊱	㊲	㊳ 2 1 8 2 0 0 0 0	㊴
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	㊵ ㉔ ÷ ㉜ 1 0 0 . 0	㊶ ㉕ ÷ ㉝ 1 0 0 . 0	㊷ 1 0 0 . 0	㊸ ㉗ ÷ ㉟ .
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊱ × ㊷)	㊹	㊺	㊻ 2 1 8 2 0 0 0 0	㊼
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊹の㉔+㊺の㉕+㊻の㉖+㊼の㉓) ※ ㊹の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉡」欄に転記します。	㊽ 2 1 8 2 0 0 0 0			㊾

(注) 平成23年中に居住の用に供した場合の㊽欄は、4,000万円が最高限度額となる。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。		番号 1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の㊽の金額を転記します。	㊿	㊿ 2 1 8 2 0 0

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」(例:平成23年11月20日居住開始)を記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。				⑨	21,820,000	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円)	円 218,200
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円)	円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円)	円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円)	円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円)	円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円)	円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円)	円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円)	円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円)	円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円)	円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円)	円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改築 等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合				
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円)	円 00	
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合				
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円)	円 00	

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

【記載例 1－4】増改築等をした部分に係る住宅借入金等について控除を受けるとき

控除額

【記載例 1－1】の算式により計算する。

設 例 ……（住宅借入金等の年末残高の合計額が増改築等の費用の額等を超える場合）

居住開始年月日 平成 23 年 11 月 20 日

増改築等の費用の額／うち居住用 5,000,000 円／5,000,000 円 共有持分 10 分の 9

交付を受ける補助金等の額 500,000 円

住宅借入金等に関する事項

 年末残高(当初借入金額) 5,100,000 円(5,500,000 円)

(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
省エネ改修〇〇助成金	平23・11・25	家屋・土地等・家屋及び土地等(増改築等)	500,000 円
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。
 なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑩又は⑪の額をそれぞれ④の②欄又は⑤の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額	① 円	② 円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
取得対価の額 (①-②)	③ (赤字のときは0)	③ (赤字のときは0)

④の③の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑦欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑧欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	④ 5,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤ 500,000
増改築等の費用の額 (④-⑤)	⑥ (赤字のときは0) 4,500,000

計算明細書の「3 増改築等をした部分に係る事項」の⑨欄に転記してください。

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の⑩の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑩の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定) 断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り。
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り。
円	円	円

計算明細書の「6 特定の増改築等に係る事項」の⑬欄に転記してください。

計算明細書の「6 特定の増改築等に係る事項」の⑭欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	⑬ 家 屋	⑭ 土 地 等	⑮ 合 計	⑯ 増改築等
取得対価の額	⑬ 計算明細書の⑥又は2の③の③ 円	⑭ 計算明細書の⑥又は2の③の③ 円	⑮ ⑬+⑭又は⑬+⑭+⑯の⑥ 円	⑯ 計算明細書の⑦又は3の⑥ 円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄)	⑭ /	⑭ /		
(⑬ × ⑭)	⑮ 円	⑮ 円	⑮ 円	⑮ 円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※	⑮	⑮	⑮	⑮
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑬ - ⑮)	⑮ (赤字のときは0)	⑮ (赤字のときは0)	⑮ (赤字のときは0)	⑮ (赤字のときは0)

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑯又は⑰の金額をそれぞれ⑬の②欄又は⑭の②欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 23 11 20	(平成 23 11 20
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の②の金額)	② 4 5 0 0 0 0	③ 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④ 5 0 0 0 0 0	⑤ 0 0 0 0 0 0
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 5 0 0 0 0 0	⑦ 0 0 0 0 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 23 11 20
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の⑩の金額)	⑨ 5 0 0 0 0 0
うち居住用部分の金額	⑪ 5 0 0 0 0 0

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます)。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑤ 9 1 0	(付表1)3の⑥4,500,000円×9/10		⑦ 4 0 5 0 0 0
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑧ 4 0 5 0 0 0	⑨ 0 0 0 0 0 0	⑩ 4 0 5 0 0 0	⑪ 4 0 5 0 0 0

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑤ 5 1 0 0 0 0	⑥ 0 0 0 0 0 0	⑦ 5 1 0 0 0 0	⑧ 5 1 0 0 0 0
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑩の割合	⑨ 1 0 0 0 0 0	⑩ 0 0 0 0 0 0	⑪ 1 0 0 0 0 0	⑫ 1 0 0 0 0 0
※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑬ 1 0 0 0 0 0	⑭ 0 0 0 0 0 0	⑮ 1 0 0 0 0 0	⑯ 1 0 0 0 0 0
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑬の金額	⑰ 4 0 5 0 0 0	⑱ 0 0 0 0 0 0	⑲ 4 0 5 0 0 0	⑳ 4 0 5 0 0 0
※連帯債務がない場合には、⑬の金額を書きます。	㉑ 4 0 5 0 0 0	㉒ 0 0 0 0 0 0	㉓ 4 0 5 0 0 0	㉔ 4 0 5 0 0 0
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	㉕ 4 0 5 0 0 0	㉖ 0 0 0 0 0 0	㉗ 4 0 5 0 0 0	㉘ 4 0 5 0 0 0
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	㉙ 1 0 0 0 0 0	㉚ 0 0 0 0 0 0	㉛ 1 0 0 0 0 0	㉜ 1 0 0 0 0 0
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (②×㉙)	㉝ 4 0 5 0 0 0	㉞ 0 0 0 0 0 0	㉟ 4 0 5 0 0 0	㊱ 4 0 5 0 0 0
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑤の⑤+⑥の⑥+⑦の⑦+⑧の⑧)	㊲ 4 0 5 0 0 0			㊳ 4 0 5 0 0 0
※ ㊲の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊲」欄に転記します。				㊴ 4 0 5 0 0 0

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号 1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) ※ 二面の㊲の金額を転記します。	㊲ 4 0 5 0 0 0

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」(例:平成23年11月20日居住開始)を記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	4,050,000	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 40,500
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
	平成11年1月1日から平成12年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高25万円) 円 00	
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改築 等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

(事例2) 平成11年以後において新築等をした家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供し、かつ、平成23年6月30日以後に住宅の増改築等に係る契約を締結し、その住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合で、その増改築等をした部分を居住の用に供したとき(特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除く。)

【記載例2-1】 先の新築等をした家屋に係る住宅借入金等と後の増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けるとき

控除額

平成23年12月31日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、その区分した居住年に係る住宅借入金等ごとに計算した控除額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合計額とする(措法41の2)。

(注) 異なる居住年ごとに定められた最も高い控除限度額を限度とする。

〔控除限度額〕

平成16年において新築等をした家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供し、かつ、平成23年において増改築等をした部分等を居住の用に供した場合の控除限度額は50万円となる。

設 例

① 居住開始年月日 平成16年1月15日

家屋に関する事項

家屋の取得対価の額 20,000,000円

家屋の総床面積 100.00㎡

うち居住用 100.00㎡

住宅借入金等に関する事項

住宅借入金等の内訳

年末残高(当初借入金額) 25,200,000円(30,000,000円)

土地等に関する事項

土地等の取得対価の額 25,000,000円

土地等の総面積 120.00㎡

うち居住用 120.00㎡

② 居住開始年月日 平成23年11月20日

増改築等に関する事項

増改築等の費用の額／うち居住用 5,000,000円／5,000,000円

交付を受ける補助金等の額 500,000円

住宅借入金等に関する事項

年末残高(当初借入金額) 4,900,000円(5,000,000円)

※ 共有者なし

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
省エネ改修〇〇助成金	平23・11・25	家屋・土地等・家屋及び土地等(増改築等)	500,000 円
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑨又は⑩の額をそれぞれ⑧の②欄又は⑧の③欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額	① 円	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
取得対価の額 (①-②)	③ (赤字のときは0)	(赤字のときは0)

〔Aの③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑨欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑩欄に転記してください。〕

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	④ 5,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤ 500,000
増改築等の費用の額 (④-⑤)	⑥ (赤字のときは0) 4,500,000

〔計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」の⑪欄に転記してください。〕

〔計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の⑪の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑪の①」の算式で計算した額を記入します。〕

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り、戻ります。
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り、戻ります。
円	円	円

〔計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑬欄に転記してください。〕

〔計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑭欄に転記してください。〕

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	⑬ 家 屋	⑭ 土 地 等	⑮ 合 計	⑯ 増改築等
取得対価の額	⑬ 計算明細書の⑮又は⑯の③ 円	⑭ 計算明細書の⑮又は⑯の③ 円	⑮ ⑬+⑭又は⑯の③+③ 円	⑯ 計算明細書の⑮又は⑯の③ 円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄)	⑭ /	/		/
(⑬ × ⑭)	⑮ 円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※	⑯			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑮ - ⑯)	⑰ (赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

〔計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。〕

〔計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。〕

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたかわからない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑲又は⑲の金額をそれぞれ⑮の⑮欄又は⑮の⑮欄に転記します。

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 1 6 . 1 . 1 5 (平成)	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(附表1)の②の金額)	② 2 0 0 0 0 0 0 0 0	③ 2 5 0 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④ 1 0 0 . 0 0	⑤ 1 2 0 . 0 0
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 1 0 0 . 0 0	⑦ 1 2 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 2 3 . 1 1 . 2 0
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(附表1)の④の金額)	⑨ 5 0 0 0 0 0 0 0
うち居住用部分の金額	⑩ 5 0 0 0 0 0 0 0

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑤ /	⑥ /		
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑦ ⑤(⑤×①)又は(附表1)の①の⑦ 2 0 0 0 0 0 0 0 0	⑧ ⑥(⑥×②)又は(附表1)の②の⑧ 2 5 0 0 0 0 0 0 0	⑨ ③(③×③)又は(⑤の⑦+⑥の⑧) 4 5 0 0 0 0 0 0 0	⑩ ④(④×④)又は(附表1)の④の⑩又は⑦の⑩ 4 5 0 0 0 0 0 0 0

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住 宅 の み	② 土 地 等 の み	③ 住宅及び土地等	④ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑤	⑥	⑦ 2 5 2 0 0 0 0 0 0	⑧ 4 9 0 0 0 0 0 0
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「附表2」の④の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑨ .	⑩ .	⑪ 1 0 0 . 0 0	⑫ 1 0 0 . 0 0
住宅借入金等の年末残高 (「附表2」の⑤の金額) ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑬	⑭	⑮ 2 5 2 0 0 0 0 0 0	⑯ 4 9 0 0 0 0 0 0
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑰	⑱	⑲ 2 5 2 0 0 0 0 0 0	⑳ 4 5 0 0 0 0 0 0
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	㉑ ㉑÷㉒ 1 0 0 . 0	㉒ ㉒÷㉓ 1 0 0 . 0	㉓ 1 0 0 . 0	㉔ ㉔÷㉕ 1 0 0 . 0
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑰×㉑)	㉖	㉗	㉘ 2 5 2 0 0 0 0 0 0	㉙ 4 5 0 0 0 0 0 0
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉖の㉖+㉗の㉖+㉘の㉖+㉙の㉖) ※ ㉖の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉖」欄に転記します。				㉚ ㉚ 4 5 0 0 0 0 0 0 2 5 2 0 0 0 0 0 0

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。			番号 11
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の㉚の金額を転記します。			㉛ 2 9 7 0 0 0

- (注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の新築等をした家屋に係る住宅借入金等特別控除の適用「1」と後の増改築等をした部分に係る住宅借入金等特別控除の適用「1」を記載する。
- 2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の新築等をした家屋に係る「居住開始年月日」(例：平成16年1月15日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」(例：平成23年11月20日居住開始)のいずれも記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	4,500,000 25,200,000	円
番号	居住の用に供した日等		算式等		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 45,000
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 252,000
		平成13年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
	平成11年1月1日から平成12年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高25万円) 円 00	
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改築 等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

(注) ⑮欄の計算に当たっては、平成23年12月31日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、その区分した居住年に係る住宅借入金等ごとに計算した控除額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合計額とする。

$$45,000 \text{ 円} + 252,000 \text{ 円} = 297,000 \text{ 円} \leq 500,000 \text{ 円 (控除限度額)}$$

【記載例２－２】先の増改築等をした部分に係る住宅借入金等と後の増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けるとき

設 例

- | | | |
|---|----------------------|---------------------------|
| ① | 居住開始年月日 | 平成 16 年 1 月 15 日 |
| | 増改築等の費用の額／うち居住用 | 7,000,000 円／7,000,000 円 |
| | 住宅借入金等に関する事項 | |
| | 年末残高(当初借入金額) | 4,200,000 円(6,000,000 円) |
| ② | 居住開始年月日 | 平成 23 年 11 月 20 日 |
| | 増改築等の費用の額／うち居住用 | 5,000,000 円／5,000,000 円 |
| | 交付を受ける補助金等の額 | 700,000 円 |
| | うち、平成 23 年 11 月 25 日 | 省エネ改修〇〇助成金 520,000 円 |
| | 平成 23 年 12 月 10 日 | 居宅介護住宅改修費 180,000 円 |
| | 住宅借入金等に関する事項 | |
| | 年末残高(当初借入金額) | 4,900,000 円(5,000,000 円) |
| ※ | 共有者なし | |

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。
- この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
省エネ改修〇〇助成金	平23・11・25	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	520,000 円
居宅介護住宅改修費	平23・12・10	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	180,000
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。
なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑬又は⑭の額をそれぞれ①の②欄又は③の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額	① 円	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
取得対価の額(①-②)	③ (赤字のときは0)	(赤字のときは0)

〔④の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑦欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑧欄に転記してください。〕

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	④ 5,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤ 700,000
増改築等の費用の額(④-⑤)	⑥ (赤字のときは0) 4,300,000

〔計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」の⑨欄に転記してください。〕

〔計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の⑩の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑩の①」の算式で計算した額を記入します。〕

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円

〔計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑬欄に転記してください。〕

〔計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑭欄に転記してください。〕

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	⑬ 家 屋	⑭ 土 地 等	⑮ 合 計	⑯ 増改築等
取得対価の額	⑬ 計算明細書の⑥又は⑦の③ 円	⑭ 計算明細書の⑥又は⑦の③ 円	⑮ ⑬+⑭又は⑬の③+⑭の③ 円	⑯ 計算明細書の⑥又は⑦の③ 円
あなたの共有持分(計算明細書の①欄)	⑭ /	/		/
(⑬ × ⑭)	⑮ 円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※	⑮			
あなたの持分に係る取得対価の額等(⑬-⑮)	⑮ (赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

〔計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。〕

〔計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。〕

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑮又は⑯の金額をそれぞれ⑬の⑮欄又は⑭の⑮欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 年 月 日	(平成 年 月 日)
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の②の金額)	②	③
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④	⑤
うち居住用部分 の(床)面積	⑥	⑦

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 年 月 日
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

※ ⑧の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①	②		
あなたの持分に係る 取得対価の額等	③ (①×①の①)又は(付表1)の①の①	④ (②×②の①)又は(付表1)の②の①	⑤ (③の②+④の②)又は(③の②+④の②)	⑥ (④×④の①)又は(付表1)の③の①又は④の①

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	①	②	③	④
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の①の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑤	⑥	⑦	⑧
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の②の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑨	⑩	⑪	⑫
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑬	⑭	⑮	⑯
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑰	⑱	⑲	⑳
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑬×⑰)	㉑	㉒	㉓	㉔
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑬の⑬+⑱の⑱+⑲の⑲+㉔の㉔) ※ ⑬の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。				㉕

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑬の金額を転記します。	⑬

(注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の増改築等をした家屋に係る住宅借入金等特別控除の適用「1」と後の増改築等をした部分に係る住宅借入金等特別控除の適用「1」を記載する。

2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の増改築等をした家屋に係る「居住開始年月日」(例：平成16年1月15日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」(例：平成23年11月20日居住開始)のいずれも記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	4,300,000 4,200,000	円
番 号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等		算 式 等		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 43,000
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 42,000
		平成13年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
		平成11年1月1日から平成12年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高25万円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改 築等住宅借入 金等特別控除 を選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+ (⑮-⑮)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 00
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+ (⑮-⑮)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

(注) ⑮欄の計算に当たっては、平成23年12月31日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、その区分した居住年に係る住宅借入金等ごとに計算した控除額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合計額とする。

43,000円 + 42,000円 = 85,000円 ≤ 500,000円(控除限度額)

(事例3)平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受け、平成23年においてその新築等をした家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供した場合で、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等に併せて「住宅のみ」に係る住宅借入金等又は「土地等のみ」に係る住宅借入金等があるとき(特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除く。)

【記載例3-1】土地等の先行取得に係る住宅借入金等があるとき

設 例

	(家屋)	(土地等)
居住開始年月日(先行取得の日)	平成23年11月20日	(平成22年4月10日)
取得対価の額	15,000,000円	20,000,000円
総床面積又は総面積	70.00㎡	150.00㎡
居住用部分の床面積又は面積	70.00㎡	150.00㎡
居住用割合	100%	100%
交付を受ける補助金等の額	300,000円	
	(住宅のみ)	(土地等のみ) (住宅及び土地等)
新築又は購入に係る住宅借入金等の年末残高	—	16,000,000円 14,000,000円
※ 共有者なし		

(注)「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等に併せて「住宅のみ」及び「土地等のみ」に係る住宅借入金等がある場合には、控除額計算明細書の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の⑥の⑥欄には、「③の②-⑤の⑥-⑦の⑥」と⑥の⑤のいずれか少ない方の金額を記載する。

その際には、「③の②-⑤の⑥-⑦の⑥」の金額を欄外に記載する。

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
住宅エコポイント	平23・11・20	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	300,000 円
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑬又は⑭の額をそれぞれ①の②欄又は②の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額 ①	15,000,000 円	20,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額 ②	300,000	0
取得対価の額 (①-②) ③	(赤字のときは0) 14,700,000	(赤字のときは0) 20,000,000

④の③の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑩欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑪欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額 ④	円
交付を受ける補助金等の合計額 ⑤	
増改築等の費用の額 (④-⑤) ⑥	(赤字のときは0)

計算明細書の「3 増改築等をした部分に係る事項」の⑫欄に転記してください。

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の⑬の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑬×計算明細書の⑬の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円

計算明細書の「6 特定の増改築等に係る事項」の⑮欄に転記してください。

計算明細書の「6 特定の増改築等に係る事項」の⑯欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	⑬ 家 屋	⑭ 土 地 等	⑮ 合 計	⑯ 増改築等
取得対価の額 ⑬	計算明細書の⑮又は②の③ 円	計算明細書の⑮又は②の③ 円	⑬の③+⑭の③又は⑮の③+⑯の③ 円	計算明細書の⑮又は③の③ 円
あなたの共有持分(計算明細書の①欄) ⑭	/	/		/
(⑬ × ⑭) ⑮	円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※ ⑯				
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑬ - ⑯) ⑰	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の⑬をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「4 家屋や土地等の取得対価の額」の⑭にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑰又は⑱の金額をそれぞれ⑬の⑥欄又は⑭の⑥欄に転記します。

23.11

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 23 . 11 . 20 [平成 22 . 4 . 10]	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② 1 4 7 0 0 0 0 0 0	③ 2 0 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④ 7 0 . 0 0	⑤ 1 5 0 . 0 0
うち居住用部分 (床)面積	⑥ 7 0 . 0 0	⑦ 1 5 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 23 . 11 . 20
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨ 1 8 7 0 0 0 0 0
うち居住用部分の金額	⑩ 1 8 7 0 0 0 0 0

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

(②の②-⑦の⑥) 18,700,000

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑤ 1 4 7 0 0 0 0 0	⑥ 2 0 0 0 0 0 0 0	⑦ 3 4 7 0 0 0 0 0	⑧ 1 8 7 0 0 0 0 0
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑨ 1 4 7 0 0 0 0 0	⑩ 2 0 0 0 0 0 0 0	⑪ 3 4 7 0 0 0 0 0	⑫ 1 8 7 0 0 0 0 0

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住 宅 の み	② 土 地 等 の み	③ 住宅及び土地等	④ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑤ 1 6 0 0 0 0 0 0 0	⑥ 1 4 0 0 0 0 0 0 0	⑦ 1 4 0 0 0 0 0 0 0	⑧ 1 8 7 0 0 0 0 0
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑨ 1 0 0 . 0	⑩ 1 0 0 . 0	⑪ 1 0 0 . 0	⑫ 1 0 0 . 0
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑪の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑬ 1 6 0 0 0 0 0 0 0	⑭ 1 4 0 0 0 0 0 0 0	⑮ 1 4 0 0 0 0 0 0 0	⑯ 1 8 7 0 0 0 0 0
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑰ 1 6 0 0 0 0 0 0 0	⑱ 1 4 0 0 0 0 0 0 0	⑲ 1 4 0 0 0 0 0 0 0	⑳ 1 8 7 0 0 0 0 0
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	㉑ 1 0 0 . 0	㉒ 1 0 0 . 0	㉓ 1 0 0 . 0	㉔ 1 0 0 . 0
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㉑×㉒)	㉕ 1 6 0 0 0 0 0 0 0	㉖ 1 4 0 0 0 0 0 0 0	㉗ 1 4 0 0 0 0 0 0 0	㉘ 1 8 7 0 0 0 0 0
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉕の㉑+㉖の㉒+㉗の㉓+㉘の㉔) ※ ㉙の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉙」欄に転記します。	㉙ 3 0 0 0 0 0 0 0 0			㉚ 1 8 7 0 0 0 0 0

【記載例 3－2】「住宅のみ」又は「土地等のみ」に係る住宅借入金等が家屋又は土地等の取得対価の額を超えるとき

設 例

	(家屋)	(土地等)
居住開始年月日	平成 23 年 11 月 20 日	—
取得対価の額	15,000,000 円	20,000,000 円
総床面積又は総面積	70.00 m ²	150.00 m ²
居住用部分の床面積又は面積	70.00 m ²	150.00 m ²
居住用割合	100%	100%
交付を受ける補助金等の額	300,000 円	0 円
	(住宅のみ)	(土地等のみ) (住宅及び土地等)
新築等に係る住宅借入金等の年末残高	17,000,000 円	— 18,000,000 円
※ 共有者なし		

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。
○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
住宅エコポイント	平23.11.25	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	300,000 円
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑩又は⑪の額をそれぞれ④の②欄又は⑤の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額 ①	15,000,000 円	20,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額 ②	300,000	0
取得対価の額 (①-②) ③ (赤字のときは0)	14,700,000	20,000,000

④の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑩欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑪欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額 ④	円
交付を受ける補助金等の合計額 ⑤	
増改築等の費用の額 (④-⑤) ⑥ (赤字のときは0)	

計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」の⑫欄に転記してください。

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の⑬の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑬の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円

計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑭欄に転記してください。

計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑮欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	③ 家 屋	④ 土 地 等	⑤ 合 計	⑥ 増改築等
取得対価の額 ⑬	計算明細書の③又は2の③の③ 円	計算明細書の④又は2の④の④ 円	③の③+④の④又は③の③+④の④ 円	計算明細書の⑤又は3の⑤ 円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄) ⑭	/	/		/
(⑬ × ⑭) ⑮	円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※ ⑯				
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑮ - ⑯) ⑰	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した②又は③の金額をそれぞれ③の⑭欄又は④の⑭欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 23. 11. 20 [平成 . .]	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② 1 4 7 0 0 0 0 0 0	③ 2 0 0 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④ 7 0 . 0 0	⑤ 1 5 0 . 0 0
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 7 0 . 0 0	⑦ 1 5 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 . . 円
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨ 円
うち居住用部分の金額	⑩ 円

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

(Cの②-Eの⑥) 20,000,000

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑤ /	⑥ /		⑦ /
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑧ ⑤×④の①又は(付表1)の⑩の⑧ 1 4 7 0 0 0 0 0 0	⑨ ⑥×④の①又は(付表1)の⑩の⑧ 2 0 0 0 0 0 0 0 0	⑩ ⑧+⑨の①又は(⑧+⑨)の② 3 4 7 0 0 0 0 0 0	⑪ ⑦×④の①、(付表1)の⑩⑤×④の①又は⑧の②

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住 宅 の み	② 土 地 等 の み	③ 住宅及び土地等	④ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑤ 1 7 0 0 0 0 0 0 0	⑥	⑦ 1 8 0 0 0 0 0 0 0	⑧
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	⑨ 1 0 0 . 0 0	⑩ .	⑪ 1 0 0 . 0 0	⑫ .
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑩の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きなさい。	⑬ 1 7 0 0 0 0 0 0 0	⑭	⑮ 1 8 0 0 0 0 0 0 0	⑯
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑰ 1 4 7 0 0 0 0 0 0	⑱	⑲ 1 8 0 0 0 0 0 0 0	⑳
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	㉑ ㉑÷㉒ 1 0 0 . 0	㉒ ㉒÷㉑ 1 0 0 . 0	㉓ 1 0 0 . 0	㉔ ㉔÷㉑ .
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㉑×㉒)	㉕ 1 4 7 0 0 0 0 0 0	㉖	㉗ 1 8 0 0 0 0 0 0 0	㉘
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉕+㉖+㉗+㉘)				㉙ 3 2 7 0 0 0 0 0 0

※ ㉙の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉙」欄に転記します。

(注) 1 措置法令第26条第5項又は第21項の規定は、住宅借入金等の金額の合計額が同条第5項に規定する住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額(補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額)に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額の合計額となることに留意する(措通41-23)。

- (1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は取得の対価の額を超える場合 家屋の取得対価の額
- (2) 新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る家屋の取得対価の額と当該敷地の取得の対価の額との合計額を超える場合 家屋の取得対価の額と敷地の取得対価の額との合計額
- (3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

2 「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等に併せて「住宅のみ」及び「土地等のみ」に係る住宅借入金等がある場合には、控除額計算明細書の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の㉑の⑥欄には、「㉑の②-Eの⑥-Fの⑥」と㉑の⑤のいずれか少ない方の金額を記載する。

その際には、「㉑の②-Eの⑥-Fの⑥」の金額を欄外に記載する。

【記載例 3－3】家屋と土地等の居住用割合が異なるとき

設 例

	(家屋)	(土地等)
居住開始年月日	平成 23 年 11 月 20 日	
取得対価の額	15,000,000 円	20,000,000 円
総床面積又は総面積	70.00 m ²	150.00 m ²
居住用部分の床面積又は面積	70.00 m ²	75.00 m ²
居住用割合	100%	50%
交付を受ける補助金等の額	800,000 円	
(家屋と土地等の取得等のいずれに関し交付を受けるものか不明)		
	(住宅のみ)	(土地等のみ) (住宅及び土地等)
新築又は購入に係る住宅借入金等の年末残高	10,000,000 円	— 18,000,000 円
※ 共有者なし		

(注) 「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等に併せて「住宅のみ」に係る住宅借入金等又は「土地等のみ」に係る住宅借入金等があり、かつ、家屋と土地等の居住用割合が異なる場合には次のように取り扱うこととする。

- 家屋と土地等を一括して購入した場合等の記載方法等は、【記載例 3－3－①】によるものとする。
ただし、納税者が【記載例 3－3－②】の記載方法等によることとした場合には、これを認めることとする。
- 土地等の先行取得で土地等の借入れが先にあり、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等がある場合の記載方法等は、【記載例 3－3－②】によるものとする。
ただし、納税者が【記載例 3－3－①】の記載方法等によることとした場合には、これを認めることとする。

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
〇〇町定住奨励金	平23.11.30	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	800,000 円
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑬又は⑭の額をそれぞれ④の②欄又は⑤の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額 ①	15,000,000 円	20,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額 ②	342,857	457,142
取得対価の額 (①-②) ③ (赤字のときは0)	14,657,143	19,542,858

④の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑦欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑧欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額 ④	円
交付を受ける補助金等の合計額 ⑤	
増改築等の費用の額 (④-⑤) ⑥ (赤字のときは0)	

計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」の⑨欄に転記してください。

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の⑩の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑩の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円

計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑬欄に転記してください。

計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑭欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	⑬ 家 屋	⑭ 土 地 等	⑮ 合 計	⑯ 増改築等
取得対価の額 ⑬	計算明細書の⑩又は⑪の③ 円	計算明細書の⑩又は⑪の③ 円	⑬の③+⑭の③又は⑬の③+⑯の③ 円	計算明細書の⑩又は⑪の③ 円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄) ⑭	/	/		/
(⑬ × ⑭) ⑮	円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※ ⑯				
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑮ - ⑯) ⑰ (赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明かでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑱又は⑲の金額をそれぞれ⑬の⑥欄又は⑭の⑥欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

書 き 方 （提出用）

- 1 ①平成 23 年 6 月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、②「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」（以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受けたときは、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からこれらの額を控除して（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。

2 「Ⅰ 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」

(1) 補助金等の範囲

住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成 23 年 6 月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

表面の④の②欄又は⑤の②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。

なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額⑬と、「土地等」に係る補助金等の額⑭とに区分した金額をそれぞれ表面の④の②欄又は⑤の②欄に転記してください。

② マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する割合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等を有する場合で、それぞれの取得対価の額を区分しないときは、この欄の記入は省略し、家屋及び土地等の取得対価の額の合計額からその補助金等の額を差し引いた金額を計算明細書の⑥の②欄に記入します。

イ「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} \\ \text{(0 円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{の補助金等の額} \\ \text{(800,000 円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{表面の④の①欄の金額} \\ \text{(15,000,000 円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{表面の④の①欄の金額} + \text{表面の⑤の①欄の金額} \\ \text{(15,000,000 円) (20,000,000 円)} \end{array}} = \text{⑬ (342,857 円)}$$

ロ「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} \\ \text{(0 円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{の補助金等の額} \\ \text{(800,000 円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{表面の⑤の①欄の金額} \\ \text{(20,000,000 円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{表面の④の①欄の金額} + \text{表面の⑤の①欄の金額} \\ \text{(15,000,000 円) (20,000,000 円)} \end{array}} = \text{⑭ (457,142 円)}$$

〔控除額計算明細書一面〕

3 増改築等をした部分に係る事項

[illegible]

4 家屋や土地等の取得対価の額

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方〕(控除額計算明細書の控用の裏面)

$$\begin{aligned} \text{i } \textcircled{G} \text{ の } \textcircled{6} \text{ 欄 の 金 額 } (28,000,000 \text{ 円}) &\times \frac{\text{A の } \textcircled{2} \text{ 欄 又 は D の } \textcircled{2} \text{ 欄 の 金 額 } (14,657,143 \text{ 円})}{\text{C の } \textcircled{2} \text{ 欄 の 金 額 } (34,200,001 \text{ 円})} \times \frac{\text{B の } \textcircled{7} \text{ 欄 又 は E の } \textcircled{7} \text{ 欄 の 割 合 } (100\%)}{=} = (12,000,000 \text{ 円}) \\ \text{ii } \textcircled{G} \text{ の } \textcircled{6} \text{ 欄 の 金 額 } (28,000,000 \text{ 円}) &\times \frac{\text{B の } \textcircled{2} \text{ 欄 の 金 額 } (19,542,858 \text{ 円})}{\text{C の } \textcircled{2} \text{ 欄 の 金 額 } (34,200,001 \text{ 円})} \times \frac{\text{F の } \textcircled{7} \text{ 欄 の 割 合 } (50\%)}{=} = (8,000,000 \text{ 円}) \end{aligned}$$

【記載例 3-3-②】

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 23.11.20 [平成]	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(附表1)の③の金額)	② 14657143	③ 19542858
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④ 70.00	⑤ 150.00
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 70.00	⑦ 75.00

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成]
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(附表1)の④の金額)	⑨]
うち居住用部分の金額	⑩]

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

(②の②-⑤の⑥) 24,200,001

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑤]	⑥]		⑦]
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑧ ⑤×⑤の①又は(附表1)の⑤の⑧ 14657143	⑨ ⑥×⑥の①又は(附表1)の⑥の⑨ 19542858	⑩ ⑧の②+⑨の③又は(⑧の③+⑨の③) 34200001	⑪ ⑩×⑩の①、(附表1)の⑩×⑩の①又は⑩の⑪]

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑫ 住宅のみ	⑬ 土地等のみ	⑭ 住宅及び土地等	⑮ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑯ 10000000	⑰]	⑱ 18000000	⑲]
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「附表2」の⑫の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	⑳ 100.00	㉑]	㉒ 100.00	㉓]
住宅借入金等の年末残高 (「附表2」の⑬の金額) ※連帯債務がない場合には、⑯の金額を書きなさい。	㉔ 10000000	㉕]	㉖ 18000000	㉗]
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	㉘ 10000000	㉙]	㉚ 18000000	㉛]
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	㉜ ⑯÷㉔ 100.0	㉝ ⑰÷㉕ 50.0	㉞]	㉟ ㉗÷㉛]
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑥×㉜)	㊱ 10000000	㊲]	㊳ 10731696	㊴]
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑮の⑮+⑯の⑮+⑰の⑮+⑱の⑮) ※ ⑮の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑮」欄に転記します。	㊵]			㊶ 20731696

(注) 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の⑮の⑥欄には、「②の②-⑤の⑥-⑦の⑥」と③の⑤のいずれか少ない方の金額を記載し、「②の②-⑤の⑥-⑦の⑥」の金額を欄外に記載する。

〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方〕(控除額計算明細書の控除の裏面)

(3) ⑮の⑦欄の記入に当たっては、⑮の⑦欄と⑯の⑦欄の割合又は⑯の⑦欄と⑰の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑮の⑦欄の割合又は⑯の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑮の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

(②の②-⑤の⑥)

i ②の⑥欄の金額 (18,000,000 円) × $\frac{\text{②の⑥欄の金額 (4,657,143 円)}}{\text{②の⑥欄の金額 (24,200,001 円)}}$ × ⑤の⑦欄又は⑯の⑦欄の割合 (100 %) = (3,463,991 円)
(②の②-⑤の⑥) $\leftarrow$ (②の②-⑤の⑥)
ii ②の⑥欄の金額 (18,000,000 円) × $\frac{\text{②の⑥欄の金額 (19,542,858 円)}}{\text{②の⑥欄の金額 (24,200,001 円)}}$ × ⑤の⑦欄の割合 (50 %) = (7,268,005 円)

(事例 4) 平成23年において高齢者等居住改修工事等を含む増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合で高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けるとき

【記載例 4－1】 高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等について控除を受けるとき

控除額

次の算式により計算する(措法 41 の 3 の 2 ①)。この場合、住宅の増改築等に係る借入金等を「増改築等住宅借入金等」といい、増改築等住宅借入金等の金額のうち高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等に要した費用の額に相当する部分の金額を「特定増改築等住宅借入金等」という。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の年} \\ \text{末残高の合計額} \\ \text{(A)} \\ \text{(最高 200 万円)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末} \\ \text{残高の合計額} \\ \text{(最高 1,000 万円)} \end{array} - (A) \right] \times 1\%$$

……………→ [100 円未満の端数切捨て] (最高 12 万円)

設 例

居住開始年月日	平成 23 年 11 月 20 日
増改築等の費用の額／うち居住用	5,000,000 円／5,000,000 円
特定の増改築等に関する事項	
高齢者等居住改修工事等の費用の額	3,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額	500,000 円
控除を受ける者の年齢	55 歳
住宅借入金等に関する事項	
年末残高(当初借入金額)	4,900,000 円(5,000,000 円)
※ 共有者なし	

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
介護予防住宅改修	平23.11.25	家屋・土地等・家屋及び土地等(増改築等)	150,000 円
〇〇改修補助金	平23.11.28	家屋・土地等・家屋及び土地等(増改築等)	350,000
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑩又は⑪の額をそれぞれ③の②欄又は③の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地
補助金等控除前の取得対価の額	① 円	
交付を受ける補助金等の合計額	②	
取得対価の額 (①-②)	③ (赤字のときは0)	(赤字のときは0)

上記1の補助金等の合計額を書きます。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	④ 5,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤ 500,000
増改築等の費用の額 (④-⑤)	⑥ (赤字のときは0) 4,500,000

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	⑬ 家 屋	⑭ 土 地 等	⑮ 合 計	⑯ 増改築等
取得対価の額	⑬ 計算明細書の④又は②の③ 円	⑭ 計算明細書の⑤又は②の③ 円	⑮ ⑬+⑭の③又は③の③ 円	⑯ 計算明細書の⑥又は③の③ 円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄)	⑭ /	⑭ /		⑯ /
(⑬ × ⑭)	⑮ 円	⑮ 円	⑮ 円	⑮ 円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※	⑯			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑮ - ⑯)	⑰ (赤字のときは0)	⑰ (赤字のときは0)	⑰ (赤字のときは0)	⑰ (赤字のときは0)

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑱又は⑲の金額をそれぞれ⑬の⑯欄又は⑭の⑯欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 (平成)	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の②の金額)	②	③
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書き込み。	④	⑤
うち居住用部分 (床)面積	⑥	⑦

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①	②	③	④
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑤ (①×①)又は(付表1)の①の⑤	⑥ (②×②)又は(付表1)の②の⑥	⑦ (③×③)又は(⑤×⑤)又は(⑥×⑥)	⑧ (④×④)又は(付表1)の④の⑧又は⑨の⑧
	⑤	⑥	⑦	⑧

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	①	②	③	④
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書き込み。	⑤	⑥	⑦	⑧
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑩の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書き込み。	⑤	⑥	⑦	⑧
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑥	⑦	⑧	⑨
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書き込み。	⑦	⑧	⑨	⑩
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑥×⑦)	⑧	⑨	⑩	⑪
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑧×⑧+⑨×⑨+⑩×⑩) ※ ⑧の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。	⑨			⑩

6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑪ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 	⑫ 交付等を受ける補助金等の合計額 	⑬ (⑪ - ⑫) ※ 30万円を超える場合に限り記入。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....	⑭ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り記入。	⑮ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り記入。	⑯ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑭ + ⑮)
2 障害者(1に該当する方を除きます).....	⑰ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑭又は⑮×⑪の⑰)	⑱ 特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑧と⑰のいずれか少ない方の金額 (最高200万円))	⑲
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます).....	⑳ 同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書き込み。 氏名() 続柄()		

※ ⑬の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
※ ⑰又は⑱の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数四捨入) ※ 二面の⑲の金額を転記します。	⑲

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」及びその頭部に(増)(例：(増)平成23年11月20日居住開始)を記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	4,500,000	円
番 号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等	算 式 等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
		平成11年1月1日から平成12年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高25万円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改 築等住宅借入 金等特別控除 を選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円) …… ③(4,500,000) ⑮の金額(2,000,000)×0.02+(③-⑮)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 65,000
		平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円) …… ③() ⑮の金額()×0.02+(③-⑮)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

【記載例 4－2】高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等について高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けるとき

設 例

居住開始年月日	平成 23 年 11 月 20 日
増改築等の費用の額／うち居住用	5,000,000 円／5,000,000 円
共有持分 本人 10 分の 9	
特定の増改築等に関する事項	
①高齢者等居住改修工事等の費用の額	1,500,000 円
②①を含む住宅の増改築等の費用に関し交付を受ける補助金等の合計額	150,000 円
③控除を受ける者の年齢	55 歳
④特定断熱改修工事等の費用の額	2,000,000 円
⑤④の費用に関し交付を受ける補助金等の合計額	550,000 円
住宅借入金等に関する事項	
年末残高(当初借入金額)	4,900,000 円(5,000,000 円)

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相続時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 ※該当する箇所を○で囲んでください。	補助金等の額(※)
居宅介護住宅改修	平23・11・21	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	150,000 円
省エネ改修〇〇助成金	平23・11・21	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	550,000
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平・・	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑩又は⑪の額をそれぞれ④の②欄又は⑤の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地
補助金等控除前の取得対価の額	① 円	
交付を受ける補助金等の合計額	②	
取得対価の額 (①-②)	③ (赤字のときは0)	(赤字のときは0)

上記1の補助金等の合計額を書きます。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	④ 5,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤ 700,000
増改築等の費用の額 (④-⑤)	⑥ (赤字のときは0) 4,300,000

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り。
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り。
2,000,000 円	550,000 円	1,450,000 円

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	㉑ 家 屋	㉒ 土 地 等	㉓ 合 計	㉔ 増改築等
取得対価の額	⑬ 計算明細書の⑥又は2の③の③ 円	⑭ 計算明細書の⑥又は2の③の③ 円	⑮ ⑬+⑭の⑥又は⑩の⑥+⑪の⑥ 円	⑯ 計算明細書の⑥又は3の⑥ 円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄)	⑰ /	⑱ /		⑲ /
(⑬ × ⑰)	⑳ 円	㉑ 円	㉒ 円	㉓ 円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※	㉔	㉕	㉖	㉗
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉔ - ㉕)	㉘ (赤字のときは0)	㉙ (赤字のときは0)	㉚ (赤字のときは0)	㉛ (赤字のときは0)

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した㉚又は㉛の金額をそれぞれ㉑の⑯欄又は㉒の⑯欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 23 11 20	[平成 23 11 20
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② 50000000	③ 50000000
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④ 50.00	⑤ 50.00
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 50.00	⑦ 50.00

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 23 11 20
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨ 50000000
うち居住用部分の金額	⑩ 50000000

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます)。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① 100	② 100	③ 100	④ 100
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑤ 38700000	⑥ 38700000	⑦ 38700000	⑧ 38700000

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	① 49000000	② 49000000	③ 49000000	④ 49000000
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	⑤ 100.00	⑥ 100.00	⑦ 100.00	⑧ 100.00
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑩の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きなさい。	⑨ 49000000	⑩ 49000000	⑪ 49000000	⑫ 49000000
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑬ 38700000	⑭ 38700000	⑮ 38700000	⑯ 38700000
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	⑰ 100.0	⑱ 100.0	⑲ 100.0	⑳ 100.0
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑬ × ⑰)	㉑ 38700000	㉒ 38700000	㉓ 38700000	㉔ 38700000
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑨+⑩+⑬+⑭+⑮+⑯)	㉕ 38700000			㉖ 38700000

※ ㉕の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉕」欄に転記します。

6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	① 高齢者等居住改修工事等の費用の額	② 交付等を受ける補助金等の合計額	③ (① - ②)
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....	15000000	15000000	13500000
2 障害者(1に該当する方を除きます).....	14500000	14500000	28000000
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます).....	25200000	25200000	20000000
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きなさい。 氏名() 続柄()	④ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限りなさい。	⑤ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限りなさい。	⑥ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (④ + ⑤)
	25200000	25200000	20000000
	⑦ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (④又は⑤×①の①)	⑧ 特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑨と⑩のいずれか少ない方の金額 (最高200万円))	⑨
	25200000	20000000	20000000

※ ⑨の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ④又は⑤の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きなさい。	番号 4
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の㉕の金額を転記します。	㉕ 58700

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」及びその頭部に(増)(例：(増)平成23年11月20日居住開始)を記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	3,870,000	円
番 号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等	算 式 等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から5の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
		平成11年1月1日から平成12年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高25万円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改 築等住宅借入 金等特別控除 を選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮(3,870,000) ⑮の金額(2,000,000)×0.02+(⑮-⑮)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 5,8700
		平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に 供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑮() ⑮の金額()×0.02+(⑮-⑮)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。